

スーパーヨット誘致拡大会議 参加確認票

※ どちらかを○で囲んで、メールまたは、FAX で返信ください。

参加する

参加しない

宛 先	事務局 : 与那原町観光商工課			
	担 当 : 比嘉			
	TEL	098-945-5323	FAX	098-944-3365
	メール	higa.y@town.yonabaru.okinawa.jp		

発信者	団体名 :			
	担当者 :			
	TEL		FAX	
	メール			

No	所 属	役 職	氏 名	懇親会参加 ○/×
例	〇〇部〇〇課	課長	〇〇 〇〇	○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

スーパーヨット誘致拡大会議事務局宛 FAX : 098-944-3365

スーパーヨット誘致拡大会議開催の基本的な考え方

(目的)

第1条 スーパーヨットは、世界における市場規模が拡大しており、寄港地への経済効果が非常に大きいことからその誘致に期待が寄せられている。よって、スーパーヨット誘致拡大を図り、これに係る方策の検討及び情報交換を行うため、スーパーヨット誘致拡大会議（以下「誘致拡大会議」という。）を開始する。

(検討事項)

第2条 誘致拡大会議は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) スーパーヨット誘致拡大に係る調査・検討に関すること。
- (2) スーパーヨット誘致拡大に係る連絡・調整に関すること。
- (3) その他誘致拡大に関し必要な事項

(構成)

第3条 誘致拡大会議は、次に掲げるスーパーヨット誘致を推進する団体等で構成する。

- (1) 国、県及び市区町村等の関係行政機関
- (2) NPO 法人
- (3) 民間事業者
- (4) その他事務局が必要と認める団体

(事務局)

第4条 誘致拡大会議の事務局は、沖縄県与那原町観光商工課及び誘致拡大会議開催を企画・主催する団体とする。